

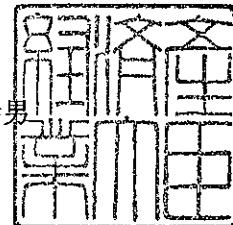
経済産業省

20120919商第43号

鉱務監督官犯罪捜査規範を次のとおり制定する。

平成24年9月19日

経済産業大臣 枝野 幸男



鉱務監督官犯罪捜査規範

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第49条の規定に基づき、鉱務監督官が同法違反の罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員として職務を行う際は、この規範に基づいて行うものとする。

第1章 総 則

第1節 通 則

(目 的)

第1条 この規範は、鉱務監督官（以下「監督官」という。）が鉱山保安法及び刑事訴訟法（以下「刑訴」という。）に定められた権限と責任に基づき、特別司法警察職員として鉱山保安法違反の犯罪について捜査するに当たって守るべき心構え、手続、実行方法その他捜査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 監督官は、鉱山保安法違反の犯罪があると思料するときは、第一次的捜査機関としての職責を自覚し、憲法、刑訴、刑事訴訟規則、鉱山保安法その他の法令の定めるところによるほか、この規範に従って、犯人及び証拠を捜査するものとする。

(人権の尊重)

第2条 捜査を行うに当たっては、個人の基本的人権を尊重し、国民の自由及び権利を不当に侵害することのないように留意しなければならない。

(公正と誠実)

第3条 捜査を行うに当たっては、公正かつ誠実に職権を行使し、その濫用にわたることがあつてはならない。

(秘密の保持と名誉の保護)

第4条 捜査を行うに当たっては、常に秘密を厳守して捜査に支障を生ずることのないように注意するとともに、被疑者その他関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。

(公訴公判への寄与)

第5条 捜査を行うに当たっては、常に公訴及び公判に資することを念頭におき、司法警察職員検査書類基本書式例による調書その他の書類を正確明瞭に作成するとともに、将来証人として公判廷に出廷する場合に備え、事件の経過その他必要な事項を明細に記録しておかなければならない。

(関係者に対する配慮)

第6条 捜査を行うに当たっては、常に言動を慎み、関係者の利便を考慮し、必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように注意しなければならない。

(検査の回避)

第7条 捜査を行うに当たり、当該監督官が被疑者その他事件の関係者と親族等の関係にあるため、検査について疑惑を抱かれるおそれがあるときは、監督官たる産業保安監督部長、産業保安監督部支部長及び産業保安監督事務所長（以下「監督部長等」という。）の承認を受けて、その検査を回避しなければならない。

第2節 捜査の指揮監督

(監督部長等の責任)

第8条 監督部長等は、検査の合理的な運営と公正な実施を期すため所轄区域内で発生した犯罪の検査につき、所属監督官の全般的指揮監督に当たり、かつ、その責に任ずるものとする。

2 監督部長等は、事件の関係者、証拠物件等が当該産業保安監督部、産業保安監督部支部及び産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）の所轄区域外に所在する場合には、当該所在地をその所轄区域内に有する産業保安監督部等の協力を求めるものとする。

3 監督部長等は、平素より所属監督官全員に対し検査のため必要な素養を高めるよう教育訓練を実施し、その検査能力の向上を図るとともに、監督官の合理的配置を行い、部内の団結及び規律を確立するよう努め、また、検査に当たっては、よく状況を把握して適切な指示を与え、有効な検査を行い得るよう努めなければならない。

(検査報告)

第9条 監督官は、検査を行ったときは、その経過及び結果についての詳細を速やかに監督部長等に報告しなければならない。

(監督部長等の措置)

第10条 監督部長等は、監督官より報告を受けたときは、これに対して必要な指示を与える、また、重要と認められるものについては、速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 検査に関する報告又は連絡をするに当たっては、秘密の保持に留意し、第三者に検査方針その他秘密に関する事を事前に察知されることのないようにしなければならない。

(公表)

第12条 検査に関し、新聞その他の報道機関に対して行う発表は、監督部長等自ら又は監督部長等の命を受けた者がこれを行い、事件の内容、検査の経過等に関する秘密の保

持に注意しなければならない。

2 前項の発表は、検察官との緊密な連絡のもとにこれを行うものとする。

第3節 検察官及び司法警察職員との関係

(検察官との連絡協調)

第13条 監督官は、捜査について常に検察官と密接に連絡協調し、公訴の円滑な遂行に資するよう努めなければならない。

(検察官の一般的指示)

第14条 監督官は、刑訴第193条第1項に基づき検察官から示された一般的指示があるときは、これに従って捜査を行わなければならない。

(検察官の一般的指揮)

第15条 監督官は、刑訴第193条第2項に基づき検察官から捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮を受けたときは、これに従って捜査を行わなければならない。

(検察官の具体的指揮)

第16条 監督官は、検察官が自ら捜査を行っている事件につき、刑訴第193条第3項に基づき捜査の補助を求められたときは、その指揮に従って捜査を行わなければならない。

(必要事項の連絡)

第17条 監督官は、その捜査する事件について検察官から連絡を求められた場合又は公訴の実行のためあらかじめ検察官に連絡しておく必要があると認める場合は、速やかに被疑者の氏名、年令、職業及び住居並びに犯罪事実の概要その他参考となるべき事項を検察官に連絡しなければならない。

(司法警察職員との協力)

第18条 監督官は、鉱山保安法違反事件の捜査に関して常に関係司法警察職員と密接な連絡を保ち、必要があれば互に協議し、協定を結ぶ等相互の協力体制を確立しておかなければならぬ。

(刑法犯との関係)

第19条 鉱山保安法違反の犯罪が、同時に業務上過失致死傷、失火等の刑法犯と競合している場合には、次の各号により処理しなければならない。

一 事案の重点が鉱山保安法違反の犯罪にあり、その捜査に専ら鉱山保安に関する専門的技術を要するときは、監督官が主体となり捜査を行うこと。

二 事案の重点が刑法犯にあり、専門的技術を要する捜査の必要性が付随的であるときは、監督官は、一般司法警察職員に協力して捜査を行うこと。

三 前2号のいずれによるべきか明らかでないとき又は両者の協議が整わないときは、所轄地方検察庁担当検事の指揮を受けて、監督官が捜査を行うか否かを決定すること。

(告発等)

第20条 鉱山保安法違反の犯罪について捜査中、刑法、鉱業法、労働基準法、労働者災害補償保険法、火薬類取締法その他の法律違反の犯罪を発見したときは、告発を行い、又は所轄司法警察職員に連絡する等適当な措置を講じなければならない。

第2章 捜査の端緒

第1節 端緒の把握

(検査の端緒)

第21条 監督官は、平素より絶えず新聞紙その他の出版物の記事、テレビその他の報道又は投書、一般の風説等に注意し、進んで検査の端緒を得ることに努めなければならない。

第2節 告訴、告発及び自首

(告訴等による事件の検査)

第22条 告訴、告発又は自首があった事件については、適正、迅速に検査を行わなければならない。

(申告)

第23条 監督官は、鉱山保安法第50条の規定による鉱山労働者（同法第2条第2項及び第4項に規定する附属施設における労働者を含む。第27条第5号において同じ。）の申告があった場合において、その申告の内容が刑罰権の発動を求めるものと認められるときは、速やかに告訴又は告発事件としての手続を取るものとする。

(告訴調書等)

第24条 監督官は、口頭による告訴、告発又は自首を受けたときは、告訴調書、告発調書又は自首調書を作成し、書面による告訴、告発又は自首を受けた場合においても、必要があるときは、本人から補正の書面を差し出させ、又はその供述を求めてこれを調書に録取しなければならない。

2. 告訴又は告発の口頭による取消しを受けたときは、告訴取消調書又は告発取消調書を作成しなければならない。

(ぶ告中傷等に対する注意)

第25条 申告、告訴又は告発があった場合には、ぶ告にわたるものでないか、中傷等を目的とした虚偽のもの若しくは著しく誇張されたものでないか、又は民事事件につき検査を利用しようとするものではないか等について特に注意しなければならない。

(告訴告発者の保護)

第26条 被疑者その他関係者に対しては、特に必要ある場合のほか、申告、告訴若しくは告発を行った者の氏名、申告、告訴若しくは告発の内容又はこれらを察知されるような事項を告げないよう注意するとともに、これらの者に適切な保護を加えるよう注意しなければならない。

第3章 捜査の開始

第1節 通 則

(検査開始の要件)

第27条 監督官は、次の各号の一に該当する場合には、検査を行わなければならない。

- 一 鉱山保安法違反の犯罪について告訴、告発又は自首を受けた場合
- 二 鉱山保安法施行規則第45条の規定による災害が発生し、その災害が鉱山保安法違反の犯罪に基づく場合のほか、同規則第46条第1項の規定により報告をしなければならない災害、事故その他の事象が発生し、その原因が重大な鉱山保安法違反の犯罪

に基づくと監督部長等が判断する場合

三 現実に災害又は鉱害が発生していない場合であって、鉱山保安法第5条から第12条まで、第13条第1項、第2項、第4項若しくは第5項、第14条第1項、第15条、第16条、第33条第2項、第34条、第35条から第38条まで又は第39条第1項に違反する犯罪があつて、かつ、それが災害発生の危険に密着し又は同法の励行上重大な違反と認められる場合

四 鉱山保安法第18条第1項、第2項若しくは第3項、第19条第1項、第2項若しくは第4項、第22条第1項、第3項若しくは第4項、第23条第1項若しくは第3項、第24条第1項、第41条又は第42条等の規定に違反するもののうち、その違反が特に災害発生の危険と密着するものではないが、鉱山保安法違反の犯罪が計画的又は常習的違反等悪質なものである場合

五 鉱業権者が鉱山保安法第50条第2項の規定に違反して、鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱をした場合

六 監督官が鉱山保安法第47条第1項の規定に基づく権限を行使するに当たって、正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は質問に対して陳述をしなかった場合

2 労働争議発生中の鉱山においては、争議権の限界等に関連して法律判断の困難な場合があり、また捜査の実行についても一般に問題点が少なくないことから、争議行為に関連する具体的な事案については所轄地方検察庁担当検事に連絡した上、これを司法事件として取り扱うものとする。なお、労働争議中における鉱山保安法第36条又は第48条第1項の規定に基づく命令の違反に関しては、命令の内容とその違反の成否等について同様に困難な問題が考えられることから、特に緊密な連絡を行うものとする。

3 第1項に列举した条項以外の規定に違反する事実については、それぞれ第1項各号の趣旨に準じて処理するものとし、判断の疑わしいものについては所轄地方検察庁担当検事に連絡して決定するものとする。

4 第1項各号の場合においても、検察官から事件の処理についてあらかじめ指示又は指揮のあった場合には、それに従って処理するものとする。

5 第1項第5号の場合には、労働関係の法律判断を必要とする場合が多いことから、具体的な事案について所轄地方検察庁担当検事に連絡した上、これを司法事件として取り扱うものとする。

(捜査の着手)

第28条 監督官は、第21条の規定により捜査の端緒を得たときのほか、鉱業権者の報告により災害の発生を知った場合、立入検査に当たって保安上の危険を発見した場合等において捜査の端緒を得たときは、緊急の場合を除き、事前に監督部長等に報告の上、その指示を受けて速やかに捜査に着手しなければならない。

(現場保存)

第29条 監督官は、事件の発生を知ったときは、現場に急行し、現場を事件発生時の状況のまま保存するよう努めなければならない。

2 監督官は、負傷者の救護その他の理由のため現場を変更する必要があるときは、写真、見取図その他の方法により原状を明らかにする措置をとらなければならない。

3 監督官は、事件発生の際に現場に急行できないときは、電話等の方法により、鉱業権者、鉱業代理人、鉱業所長等当該鉱山の責任者に対して、現場保存のため必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

第2節 情報の収集

(情報の交換)

第30条 監督官は、関係司法警察職員、関係行政機関等と連絡を緊密にして情報の交換に努めなければならない。

(部外者からの情報収集)

第31条 情報の収集に当たっては、部外者の積極的協力を得るよう努めなければならない。

2 部外者の協力を得て情報を収集する場合、情報を提供した者に迷惑が及ぶおそれがあるときは、被疑者その他関係者に情報提供者の氏名又はこれを察知されるような事項を告げることのないよう注意しなければならない。

(情報に対する心構え)

第32条 情報の収集に当たっては、情報は必ずしも真実を伝えるものではなく、ときには虚偽のもの、誇張したものがあることを念頭において、公正な判断により真実を発見するよう努めなければならない。

第4章 捜査の実行

第1節 通 則

(合理的検査)

第33条 捜査を行うに当たっては、合理的な検査方針を定め、その方針に基づいて効果的かつ集中的にこれを行わなければならない。

2 捜査を行うに当たっては、保安規程、保安図その他の必要な資料を収集し、これらに基づいて検査を進めなければならない。

(任意検査の原則)

第34条 捜査を行うに当たっては、原則任意検査の方法によって行うものとする。

(承諾の明確)

第35条 任意検査を行うに当たっては、威圧的な態度をとることなく、明確に相手方の承諾を求めておく等、事後に任意性の有無について問題となることがないようにしておかなければならない。

2 たとえ任意の承諾に基づくものであっても、検査の方法は、検査上必要であり、かつ、社会通念上妥当な限度を超えないよう注意しなければならない。

第2節 任意出頭

(通則)

第36条 監督官は、検査のため必要があるときは、被疑者その他関係者に任意の出頭を求め、これを取り調べるものとする。ただし、被疑者に逃亡又は罪証隠滅のおそれがある場合その他検査に支障のある場合の被疑者の取調については、この限りではない。

(呼出状)

第37条 検査のため被疑者その他関係者に対して任意出頭を求める場合には、出頭すべ

き日時、場所、用件その他必要な事項を明らかにし、なるべく呼出状によってしなければならない。」

(相手方の便宜の考慮)

第38条 任意出頭を求めるに当たっては、日時等について、相手方の都合を考慮する等なるべく迷惑をかけないようにするとともに、関係者の名誉を不当に傷つけることのないようにし、相手方が出頭したときは、迅速に必要な取調べを行い、重ねて出頭を求めることを少なくするようにしなければならない。

(不出頭等の場合の措置)

第39条 被疑者に対して任意出頭を求めた場合において、正当な理由がなくその求めに応じず、又は出頭後断り無く退去したときは、逮捕状の請求その他のため、その事情を明らかにしておかなければならぬ。

第3節 実況見分

(通則)

第40条 犯罪の現場その他の場所、物等について事実発見のため必要があるときは、実況見分を行わなければならない。ただし、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物等に立ち入って行う必要があるときは、検証によるものとする。

(実況見分の体制)

第41条 2人以上の監督官が実況見分を行うときは、責任者を定め、その指揮の下に、各自の分担を定めて各監督官の有する専門的知識及び技術を十分に活用し、全員一体となってこれを行うことに努めなくてはならない。

(実況見分の範囲、順序)

第42条 実況見分は、必要な限りなるべく広い範囲にわたってこれを行うことに努めなければならない。

2 実況見分を行うべき場所及び物が2以上あるときは、順序を追い、当該事件の経過を明らかにするようにしなければならない。

(状況の明確化)

第43条 実況見分を行うに当たっては、その現場において被疑者、被害者その他関係者の説明を求め、努めて事件発生当時の状況を明らかにするにしなければならない。

(実況見分調書)

第44条 実況見分は、常に適当な立会人の立会を得てこれを行い、その結果を実況見分調書に正確、綿密にかつ順序よく記載しなければならない。

2 実況見分調書には、できるだけ図面及び写真を添付しなければならない。

3 実況見分調書を作成した監督官は、当該事件の公判が開かれたときは、証人として出廷することがあるため、実況見分調書の内容については、あいまいな点を残さず、確實に説明できるようにしておかなければならない。

(関係者等の説明)

第45条 実況見分の現場において、被疑者、被害者その他関係者に対して説明を求める場合、特に必要があると認めるときは、これらの者の説明を実況見分調書に記載するものとする。

2 実況見分を行うに当たって、被疑者、被害者その他関係者の説明により犯罪に關係あ

る物件が発見され、その説明の真実であることが確認されたときは、特にその点を明らかにして証拠として役立たせるようにしなければならない。

(観察上の注意)

第46条 現場に臨みその状況を観察するに当たっては、現場におけるあらゆる物の状態、位置関係等を全般的に把握するとともに、現場鑑識等の方法により科学的、客観的にこれを行わなければならない。

2 現場の観察を行う場合において必要があるときは、事件発生当時の状況を想定再現して実験的な観察を行い、適正な判断を得るよう努めなければならない。

(滅失物等に対する措置)

第47条 鑑識を行わないうちに滅失又は毀損するおそれがある物については、写真、見取図、模写図その他の方法により、原状を明らかにする措置を講じなければならない。

(撮影)

第48条 現場において撮影をする場合において必要があるときは、撮影すべき物の長短、大小を明らかにするため、巻尺又は方眼紙を添える等の方法を講じて、その証拠力を確実にするよう努めなければならない。

2 坑内において撮影をする場合は、可燃性ガス、気温、湿度等に十分留意し、安全かつ鮮明にこれを行うように努めなければならない。

(偽装現場の看破)

第49条 実況見分を行うに当たっては、現場の状況に作為の跡その他不自然な点がないかどうかを綿密に検討し、現場の偽装を看破するよう努めなければならない。

(実況見分の反復)

第50条 実況見分の結果、十分な捜査資料を発見できなかったときは、更に反復してこれをを行い、的確に現場の状況を把握するよう努めなければならない。この場合において必要があるときは、実況見分に当たるべき者を新たに加え又は交替させる等の方法によって、その目的を達するようにしなければならない。

第4節 領置

(領置の目的)

第51条 犯罪の捜査を行うに当たって、被疑者その他の者が遺留した物を発見し又は捜査資料となるべき物をその所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出したときは、これを領置して捜査資料として活用することに努めなければならない。

(第三者の立会と状況の明確)

第52条 被疑者その他関係者の遺留物を領置するに当たっては、第三者の立会を得てこれをを行い、かつ、領置前にその物の発見された状況その他明確にしておく必要があると認められる状況を撮影する等の措置をとらなければならない。

(領置に関する書類)

第53条 被疑者その他の者の遺留に係る物を領置するに当たっては、その物の発見された状況等を詳細に実況見分調書に記載するとともに、領置調書を作成しなければならない。

2 所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たっては、なるべく任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合、所有者が

還付を望まない旨を申立てたときは、その旨を任意提出書に併せ記載するものとする。
(押収品目録交付書)

第54条 任意の提出に係る物を領置した場合においては、所有者、所持者又は保管者に
対して押収品目録交付書を交付しなければならない。

(原状のままの領置)

第55条 領置するに当たっては、その物をできるだけ原状のまま保存するため適當な方法を講じ、滅失、毀損又は変質することのないよう注意しなければならない。
(保管の依頼)

第56条 運搬又は保管に不便な領置物について、所有者その他の者にその承認を得て保管を依頼するときは、監督部長等の指揮を受けてこれをしなければならない。ただし、緊急を要する等やむを得ない場合で事前に監督部長等の指揮を受けないで保管を依頼したときは、速やかにその旨を監督部長等に報告するものとする。

2 前項の規定により保管を依頼するときは、保管を承諾する旨の書面を徴しておかなければならぬ。

(廃棄等の処分)

第57条 領置中の物について、廃棄、換価、還付及び仮還付の処分をするときは、監督部長等の指揮を受けてこれをしなければならない。この場合、監督部長等は、公訴の遂行を妨げることのないよう、その処分について検察官に連絡するものとする。ただし、当該事件について公訴の提起されないことが明らかである場合には、この限りでない。
(廃棄理由等の明確化)

第58条 領置物の廃棄又は換価の処分をするに当たっては、危険を生じ又は滅失破損するおそれがあり若しくは保管に不便なものであること等当該領置物につきこれらの処分を行うに相当な理由があることを明確にして、疑念を抱かれることのないようにしなければならない。

(廃棄処分等と証拠との関係)

第59条 廃棄及び換価の処分をするに当たっては、当該領置物を証拠として役立たせるために留意し、処分に先だち、その状況を写真、見取図、模写図又は記録等の方法により明らかにし、特に必要があるときは、当該領置物の性状、価格等を鑑定に付しておかなければならない。
(廃棄処分等の記録)

第60条 廃棄及び換価の処分をするに当たっては、その物に係る領置調書中に、その旨を記載しておかなければならぬ。

2 還付及び仮還付の処分をするに当たっては、前項の措置をとるほか、相手方から押収物（仮）還付請書を徴しておくようにしなければならない。

第5章 逮捕

(逮捕権運用の慎重適正)

第61条 逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を充分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。
(逮捕状の請求)

第62条 刑訴第199条の規定による逮捕状の請求は、同条第二項の規定に基づき、監督部長等が指定する監督官（以下「指定監督官」という。）が、責任をもってこれに当たらなければならない。

- 2 指定監督官が逮捕状を請求するに当たっては、監督部長等に報告し、その指揮を受けなければならない。

（逮捕状請求の疎明資料）

第63条 逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること及び逮捕の必要があることを疎明する参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

（請求のための出頭）

第64条 逮捕状を請求するに当たっては、なるべくその事件の捜査に当たった監督官が裁判官のもとに出頭しなければならない。

- 2 裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、又は書類その他の物の提示に当たらなければならぬ。

（令状請求簿）

第65条 逮捕状を請求したときは、令状請求簿（別記様式第1号）により請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならぬ。

（逮捕の際の注意）

第66条 逮捕を行うに当たっては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度を超えて実力を行使することがないように注意しなければならない。

- 2 逮捕を行うに当たっては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。
3 監督部長等は、逮捕を行うに当たって所轄地方検察庁担当検事の指揮の下、警察に協力を依頼する等必要な体制を確立しなければならない。

（監督官の処置）

第67条 監督官は、被疑者を逮捕したときは、直ちにその者について次に掲げる処置をとった後、被疑者の留置の要否又は釈放について、監督部長等の指揮を受けなければならぬ。

- 一 犯罪事実の要旨を告げること。
 - 二 弁護人を選任できる旨を告げること。
 - 三 弁解の機会を与え、その結果を弁解録取書に記載すること。
- 2 被疑者が留置されている場合において、留置の必要がなくなったと認められるときは、監督官は、監督部長等の指揮を受け、直ちに被疑者の釈放に係る措置をとらなければならない。
- 3 被疑者の留置の要否を判断するに当たっては、その事案の輕重及び態様並びに逃亡、罪証隠滅、通謀等捜査上の支障の有無並びに被疑者の年齢、境遇、健康その他諸般の状況を考慮しなければならない。

（弁護人選任の申出の通知）

第68条 逮捕された被疑者が弁護人選任の申出をした場合において、当該弁護士若しくは弁護士会又は父兄その他の者にその旨を通知したときは、弁護人選任通知簿（別記様式第2号）に記載して、その手続を明らかにしておかなければならぬ。

(弁護人の選任)

第69条 弁護人の選任については、弁護人と連署した選任届を当該被疑者又は刑訴第30条第2項の規定により独立して弁護人を選任することができる者から差し出せるものとする。

2 被疑者の弁護人の選任届は、各被疑者について通じて三人を超えてこれを受理してはならない。ただし、三人を超えて弁護人を選任することについて管轄地方裁判所又は簡易裁判所の許可がある場合は、この限りでない。

3 弁護人の選任に当たっては、監督官から特定の弁護人を示唆し、又は推薦してはならない。

(弁解録取上の注意)

第70条 被疑者の弁解を録取するに当たって、その供述が犯罪事実の核心に触れる等弁解の範囲外にわたると認められるときは、弁解録取書に記載することなく、被疑者供述調書を作成しなければならない。

(逮捕手続書)

第71条 被疑者を逮捕したときは、逮捕の年月日時、場所、逮捕時の状況、証拠資料の有無、引致の年月日時等逮捕に関する詳細を記載した逮捕手続書を作成しなければならない。

第6章 捜索、差押及び検証

第1節 通則

(令状の請求)

第72条 刑訴第218条第1項の規定による搜索、差押、検証又は身体検査の令状は、指定監督官がこれを請求するものとする。

2 前項の令状を請求するに当たっては、監督部長等に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 第1項の令状を請求したときは、令状請求簿により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(令状請求の際の注意)

第73条 搜索、差押、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、検査に必要かつ充分な範囲を定め、検査すべき場所、身体若しくは物、差し押えるべき物、検証すべき場所、若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

(疎明資料)

第74条 搜索、差押、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、被疑者供述調書、参考人供述調書、検査報告書その他犯罪の検査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

2 被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所について、検査許可状を裁判官に請求するに当たっては、差し押さるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

3 郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（被疑者から発し、又は被疑者に対して発したもの）を除く。）

について差押許可状を裁判官に請求するに当たっては、その物が当該事件に関係があると認めるに足りる状況があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

(実施上の一般的注意)

第75条 捜索、差押又は検証を行うに当たっては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 捜索、差押又は検証を行うに当たっては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他のものを乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

(令状の提示)

第76条 令状により搜索、差押、検証又は身体検査を行うに当たっては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

2 やむを得ない理由によって、当該処分を受ける者に令状を示すことができないときは、立会人に対してこれを示すようにしなければならない。

(立会)

第77条 公務所内で搜索、差押又は検証を行うに当たっては、その長又はこれに代るべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で搜索、差押又は検証を行うに当たっては、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(被疑者等の立会)

第78条 搜索、差押又は検証を行うに当たって捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 前項の場合においては、常にこれらの者の言語及び挙動に注意し、新たな捜査資料を入手することに努めなければならない。

第2節 捜索

(第三者の立会)

第79条 捜索を行うに当たっては、公務所内、又は人の居住し若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内以外の場所でこれを行う場合にも、なるべく第三者の立会を得て行うようにしなければならない。

2 前項の場合において、第三者の立会が得られないときは、他の監督官の立会を得て捜索を行うものとする。

(執行中の退去及び出入禁止)

第80条 捜索を行うに当たっては、立会人又は特に許可を受けた者以外の者は、その場所から退去させ、及びその場所に出入させないようにしなければならない。

2 前項の許可を受けないでその場所にある者に対しては、退去を強制し又は看守者をして、捜索の実施を妨げさせないようにしなければならない。ただし、必要な限度を超えて実力を行使することのないようにしなければならない。

(捜索中止の場合の処置)

第81条 捜索に着手した後、一時これを中止する場合においては、その場所を閉鎖し、

又は看守者を付して事後の捜索の続行に支障がないようにしておかなければならない。
(捜索調書)

第82条 捜索を行った場合は、捜索の状況を明らかにした捜索調書（被疑者捜索調書を含む。）を作成しなければならない。

2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき又は立会人を得ることができなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならぬ。

(捜索証明書)

第83条 捜索をした結果、証拠物又は没収すべき物がない場合において、当該処分を受けた者から請求があつたときは、速やかに捜索証明書を作成して交付しなければならない。

第3節 差押

(領置に関する規定の準用)

第84条 第53条から第60条までの規定は、差押を行う場合について準用する。この場合において、第53条及び第60条中「領置調書」とあるのは、「差押調書」と読み替えるものとする。

(捜索に関する規定の準用)

第85条 第79条から第81条までの規定は、差押を行う場合について準用する。

(捜索調書に関する規定の準用)

第86条 第82条第2項の規定は、差押調書の作成について準用する。

(差押に緊急を要する場合)

第87条 犯罪に関係があると認められる物を発見した場合において、その物の所有者又は保管者から任意の提出を受ける見込がないと認めたときは、直ちにその物に対する差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

第4節 検証

(検証)

第88条 犯罪の現場その他の場所、身体又は物の検証については、事実発見のため身体の検査、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

(実況見分に関する規定の準用)

第89条 第44条第2項の規定は、検証を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「実況見分調書」とあるのは「検証調書又は身体検査調書」と読み替えるものとする。

2 検証を行う場合において他の処分と同時に身体の検査をするときは、別に身体検査調書を作成することなく、検証調書に身体の検査に関する事項をも併せて記載することができる。

(捜索に関する規定の準用等)

第90条 第79条から第81条まで及び第82条第1項の規定は検証を行う場合について、第82条第2項の規定は検証調書の作成について、それぞれ準用する。この場合において、第82条第1項の規定中「捜索調書」とあるのは、「検証調書又は身体検査調

書」と読み替えるものとする。

2 身体検査に際し、やむを得ない理由により立会人を得ることができなかつたときは、その事情を身体検査調書に明らかにしておかなければならない。

第7章 取 調 ベ

第1節 供述の任意性

(取調べの目的)

第91条 取調べは、被疑者その他関係者の任意の供述により、犯罪事実の存否を極力探究し、真実を発見することを目的としてこれを行わなければならない。

(任意性の確保)

第92条 取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念を抱かれるような方法を用いてはならない。

2 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に行うことを行ななければならぬ。

(供述拒否権の告知)

第93条 被疑者の取調べを行うに当たっては、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を必ず告げなければならない。

2 参考人として出頭を求めた者を取調べ中、これを新たに被疑者として取り調べようとする場合には、供述拒否権を告知しなければならない。

(誘導尋問等の禁止)

第94条 取調べを行うに当たっては、自己が期待し又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法によりみだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

(自由な供述)

第95条 取調べを行うに当たっては、被疑者の弁解等に対しても、みだりにこれを無視することなく、十分に吟味した上、被疑者の利益となるべき事情を明らかにするよう努めなければならない。

(取調べの迅速)

第96条 取調べは、被疑者その他関係者の事実に関する記憶が新鮮であるうちに供述を求めるため、事件発生後速やかにこれを行わなければならない。

第2節 取調べの方法

(取調べの気構え)

第97条 取調べを行うに当たっては、道理をもって非違をつき、情を尽くして良心に訴える等相手方の態度に応じてこれに臨み、事実の真相を明らかにしなければやまない気構えでこれをしなければならない。

(取調べの場所)

第98条 取調べを行うに当たっては、外界の事物に煩わされない時期及び場所を選び、取調べ中は特に必要がない者の出入を禁止する等取調べに支障を来たさない環境を維持しなければならない。

(予断の排除)

第99条 取調べを行うに当たっては、予断を排除して冷静を保ち、感情に走ることのないようにしなければならない。

(心情の理解)

第100条 取調べを行うに当たっては、言動を慎み、相手方の年令、境遇、性格、男女の別に応じて、その者にふさわしい取扱いをする等その心情を理解してこれをしなければならない。

(平易な用語)

第101条 取調べを行うに当たっては、平易簡潔な用語を用い、相手方が質問の趣旨を容易に理解できるようにしなければならない。

(動静の注視)

第102条 取調べを行うに当たっては、絶えず相手方の挙動に慎重な注意を払い、言葉と表情とを比べ、真意を判断して正しい心証を把握し、新しい検査資料の発見に努めなければならない。

(供述の矛盾変化)

第103条 取調べを行うに当たっては、特に供述の矛盾又は変化に注意し、これを端緒として犯罪事実の核心をつくことに努めなければならない。

(取調べの重点)

第104条 取調べを行うに当たっては、災害の発生箇所、原因、経過等を明らかにして事件の焦点を把握し、被疑者の確定、職務の範囲、義務の程度、犯意の有無、共犯関係、実行方法、措置の内容その他違反行為の実態を究明して犯罪の構成に関する事項を明確にしなければならない。

(取調べの工夫)

第105条 取調べを行うに当たっては、被疑者に有利な事実の質問から始めてその供述を容易にし、逐次犯罪事実の核心に及ぶ等被疑者が供述しなければならないように仕向けて、取調べの目的を達することに努めなければならない。

2 取調べを行うに当たって、被疑者があらかじめ虚偽の供述を準備していると認められる場合には、意表をついた質問を行う等の方法をとり、真実を述べさせるように努めなければならない。

(共犯者の取調べ)

第106条 共犯者の取調べに当たっては、必ず別個にこれを行ってその通謀を防ぎ、かつ、みだりに供述の符合を図ることのないように注意しなければならない。

(証拠物の呈示)

第107条 検査上特に必要がある場合において証拠物を被疑者に示すときは、その時期及び方法を誤らないように注意するとともに、その際における被疑者の挙動をよく観察し、かつ、その供述を詳細に録取しておかなければならぬ。

(臨床の取調べ)

第108条 臨床の取調べを行うに当たっては、相手方の健康状態に十分の考慮を払うことはもちろん、検査に重大な支障のない限り、家族、医師その他適当な者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 罹災者で生命に危険のある者については、まず救護を加えることに努めるとともに、

災害の原因、状況等事後の捜査に必要欠くことができない供述を得ておくようにしなければならない。

第3節 供述の証拠力の保全

(補強証拠の収集)

第109条 被疑者の取調べに当たって、犯罪事実の自白その他自己に不利な事実の承認を内容とする供述があった場合においても、その供述が被疑者にとり唯一の不利な証拠であるときは、これのみで有罪とされることはないのであるから、供述の裏付けとしてその真実性を推測するに足りる証拠物の発見、状況証拠の確保、共犯者の供述その他の補強証拠の収集に当たらなければならない。

- 2 共犯の場合において、共犯者の一部が、いまだ自白しない共犯者とともに犯罪を犯したこと自白したときは、その自白した者について前項の補強証拠を収集することはもちろん、他の共犯者についても、その者が自白した共犯者とともに犯罪を犯したと認めると足りる補強証拠を収集しなければならない。

(裏付捜査の必要)

第110条 前条に規定する場合以外においても、取調べによる供述があったときは、それが被疑者に不利な供述であると有利な供述であるとを問わず、必要な裏付捜査を行い、補強証拠を収集しておかねばならない。

(伝聞供述の排除)

第111条 事実を明らかにするため、被疑者以外の関係者を取り調べる必要があるときは、なるべく、その事実を直接に経験した者の供述を求めるようにしなければならない。

(供述者の死亡等に備える措置)

第112条 犯罪事実の存否の証明に欠くことができない知識又は経験を有する被疑者以外の関係者を取り調べる場合において、その者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができなくなるおそれがあると認められるときは、捜査に支障がない限り、努めて被疑者、弁護人その他適当な者を取調べに立ち会わせる等の方法をとり、その供述が特に信用すべき状況のもとにされたものであることを明らかにしておかねばならない。

- 2 前項の証拠保全の方法をとることができないときは、検察官による取調べが行われるよう連絡する等の配慮をしなければならない。

(証人尋問)

第113条 犯罪の捜査に欠くことができない知識又は経験を有すると明らかに認められる被疑者以外の関係者を取り調べる必要がある場合においてその者が任意の出頭又は供述を拒んだときは刑訴第226条による証人尋問が行われるよう検察官に連絡しなければならない。

- 2 取調べに対して任意の供述をした被疑者以外の関係者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合においては、刑訴第227条による証人尋問が行われるよう検察官に連絡しなければならない。

- 3 前2項の連絡を行うに当たっては、各項に規定する理由があることを疎明すべき資料を添えてこれを行わなければならない。この場合において、証明すべき事実及び尋問す

べき事項については、具体的、かつ、明瞭に記載しなければならない。

第4節 供述調書

(供述調書)

第114条 取調べを行ったときは、特に必要がないと認められる場合を除き、供述調書を作成しなければならない。

2 被疑者その他関係者が、手記、上申書、始末書等の書面を提出した場合においても、その内容が検査上重要な事項に係るときは、取調べを行い、供述調書を作成しなければならない。

(表現の真実性)

第115条 供述調書は、文飾を用いず、簡明平易に記載しなければならない。

2 供述調書の作成に当たっては、必要に応じ問答の形式をとり、供述者が術語・略語・方言・隠語等を用いた場合は、その供述のまま記載し、供述人にその意味を説明させるようする等特に真実を失わないように注意しなければならない。

(供述調書の作成者)

第116条 供述調書の作成は取調べに当たった監督官が自らこれをしなければならない。

2 供述調書の作成に当たっては、監督官その他の適当な者に記録その他の補助をさせることができる。この場合においては、その供述調書に補助した者の署名押印を求めなければならない。

(通訳の嘱託)

第117条 外国人であって日本語に通じないものに対し、当該外国人の理解する言語に通じた監督官以外の監督官が取調べその他検査のため必要な措置を行う場合においては、通訳人を介してこれを行うものとする。

2 前項本文の規定により通訳人を介して取調べを行おうとする場合においては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- 一 通訳人が被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にないかどうかを申し立てさせることにより取調べの適正を期すること。
- 二 取調べの際の質問の方法及び内容の工夫等により通訳の円滑及び適正を図ること。
- 三 通訳人に秘密を厳守させ、及び検査の遂行に支障を及ぼすこと又は被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように配慮されること。

(供述者に対する読み聞かせとその署名押印)

第118条 被疑者その他関係者の供述を調書に録取した場合は、これを供述者に読み聞かせ、又は閲覧させて、その記載に誤りがないかどうかを問わなければならない。

2 供述者が調書の記載事項変更の申立をした場合は、その供述を調書に記載しなければならない。

3 供述者が、調書に誤りがないことを申し立てたときは、これに任意の署名押印を求めなければならない。

(署名押印不能の場合の処置)

第119条 供述者が供述調書に署名することができないときは、監督官が代筆し、押印することができないときは、指印をさせなければならない。

2 前項の場合において、監督官が代筆したときは、その監督官が代筆した事由を記載して、署名押印しなければならない。

(通訳の場合の処置)

第120条 捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べを行ったときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載するとともに、通訳人の署名押印を求めなければならない。

第8章 鑑定

(鑑定の嘱託)

第121条 捜査のため、火薬類、土砂又は岩石の鑑別等専門的知識を要する鑑定を適当な学識経験者等に嘱託するに当たっては、監督部長等の指揮を受けなければならない。

(鑑定嘱託書)

第122条 鑑定を嘱託するに当たっては、鑑定嘱託書により、次に掲げる事項を記載して、行わなければならない。

- 一 事件名
- 二 鑑定資料の名称及び個数
- 三 鑑定事項
- 四 当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項
 - イ 犯罪の年月日時
 - ロ 犯罪の場所
 - ハ 被害者の住居、氏名、年令及び性別
 - ニ 被疑者の住居、氏名、年令及び性別
 - ホ 鑑定資料の採取年月日及び採取時の状態
 - ヘ 事件内容の概要その他参考事項

2 鑑定嘱託書に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめないため当該鑑定に必要な範囲にとどめることに注意するとともに、その他鑑定嘱託書中に鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめるような事項を記載してはならない。当該事項について口頭で必要な説明を加える場合も又同様とする。

(鑑定处分許可状)

第123条 鑑定のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは坑内に入り、身体を検査し又は物を破壊する必要があるときは、鑑定处分許可状の発付を受け、これを鑑定人に交付して鑑定を行わせるものとする。

(鑑定人に対する便宜供与)

第124条 鑑定のため必要があるときは、鑑定人に書類及び証拠物を閲覧若しくは謄写させ、被疑者その他関係者の取調べに立ち会わせ、又はこれらの者に対し質問をさせることができる。

(鑑定書)

第125条 鑑定を嘱託する場合には、鑑定人から、鑑定の日時、場所、経過及び結果を関係者に容易に理解できるよう簡潔平明に記載した鑑定書の提出を求めるようにしなければならない。ただし、鑑定の経過及び結果が簡単であるときは、鑑定人から口頭の報

告を求めることができるものとし、この場合には、その供述調書を作成しておかなければならぬ。

- 2 鑑定人が数人あるときは、共同の鑑定書の提出を求めることができる。
- 3 鑑定書の記載に不明又は不備の点があるときは、これを補充する書面の提出を求めて鑑定書に添付しなければならない。

第9章 送致及び送付

(送致者及び送付者)

第126条 捜査を行った事件について送致又は送付の手続きをとるに当たっては、監督部長等の指揮を受けて行わなければならない。

(送致書及び送付書)

第127条 事件の送致又は送付を行うに当たっては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、これに関係書類及び証拠物を添付するものとする。

(送付に関する注意)

第128条 告訴、告発又は自首があった事件については、捜査の結果、告訴、告発若しくは自首に係る事実がないこと又はその事実が犯罪とならないことが明らかになった場合であっても、送付を行わなければならない。

- 2 告訴又は告発により捜査を行った事件については、送付前にその取消があった場合であっても、送付を行わなければならない。

第10章 少年事件に関する特則

(準拠規定)

第129条 少年事件の捜査については、この章に規定するもののほか、一般の例によるものとする。

(少年事件捜査の基本)

第130条 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

(少年の特性の考慮)

第131条 少年事件の捜査を行うに当たっては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(関係機関との連絡)

第132条 少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

(保護者等との連絡)

第133条 少年の被疑者の呼出し又は取調べを行うに当たっては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

(身柄拘束に関する注意)

第134条 少年の被疑者については、なるべく身柄の拘束を避け、やむを得ず、逮捕、連行又は護送する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(報道上の注意)

第135条 少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。

(少年事件の送致及び送付先)

第136条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当る犯罪とがあるときは、これらをともに一括して、検察官に送致又は送付するものとする。

(関連事件の送致及び送付)

第137条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。

- 一 少年事件が成人事件と関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録として送致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。
- 二 数個の少年事件が関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。
- 三 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他方の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第138条 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致若しくは送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 少年事件と成人事件とが関連する場合には、成人事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にこの旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。
- 二 数個の少年事件のみが関連する場合には、検察官へ送致又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にこの旨を記載すること。

(送致書類及び送付書類)

第139条 少年事件を送致又は送付するに当たっては、少年事件送致書（家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第3号。）又は少年事件送付書を作成し、これに身

上調査表（別記様式第4号）その他の関係書類及び証拠物を添付するものとする。

第11章 捜査書類の作成

（取調べ状況報告書等）

第140条 逮捕又は勾留（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第四十三条第一項の規定による請求に基づく同法第十七条第一項の措置を含む。次項において同じ。）により身柄を拘束されている被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときは、当該取調べを行った日（当該日の翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。次項において同じ。）ごとに、速やかに取調べ状況報告書（別記様式第5号）を作成しなければならない。

- 2 前項の場合において、逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日ごとに、速やかに余罪関係報告書（別記様式第6号）を作成しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の場合において、取調べ状況報告書又は余罪関係報告書（以下この項において「報告書」という。）を作成したときは、被疑者等に当該報告書を閲読させた後、当該報告書欄外右下余白部分に署名指印を求めるものとする。ただし、被疑者等が記載内容の確認又は署名指印を拒絶した場合は、報告書の作成者において、前記余白部分にその旨及びその理由を記載しなければならない。

（書類作成の原則）

第141条 捜査書類の作成は、司法警察職員検査書類基本書式例に従ってこれをしなければならない。

- 2 捜査書類の作成に当たっては、事実を簡潔明瞭に表現することを旨とし、推測、誇張、冗長等にわたる記述は、これを避けなければならない。

（作成上の注意）

第142条 捜査書類の作成に当たっては、常用漢字及び現代仮名づかいによるものとする。ただし、固有名詞・学術用語等については、この限りでない。

- 2 字体は、楷書体を用い、明瞭に記すものとする。

（署名、押印その他）

第143条 監督官の作成すべき書類には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載して官公職を冠して署名押印し、所属を表示しなければならない。

- 2 押印は、原則として認印をもってするものとする。
- 3 書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く）には、毎葉に契印するものとする。ただし、その謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。
- 4 書類の余白又は空白には、斜線1条を引き、押印するものとする。

（文字の加除）

第144条 書類を作成するに当たっては、文字を改変してはならない。

- 2 文字を加え、又は削るときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に押印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるよう字体を残さなけ

ればならない。

(報告)

第145条 監督部長等は、鉱山保安法違反事件として検察官に送致した事件については経済産業大臣に、次の事項を報告するものとする。

一 月 報

毎月の送致事件の処理状況について、別記様式第7号による月報を提出すること。
なお、記載事項は、次のとおりとする。

イ 事件送致番号は、事件ごとに付し、監督部等管内通し番号とし、鉱山保安法施行の日から順次にこれを付すること。

ロ 違反条項の追加、撤回又は変更があったときは、別に記載して添付すること。

ハ 「不起訴の理由」欄には、「起訴猶予」、「犯罪の容疑なし」、「証拠不十分」、「一事不再理」、「被疑者死亡」、「その他」の区分を明記すること。

ニ 本月報は、当月分を翌月15日までに提出すること。なお、該当事項がない場合は、その旨を記して提出すること。

二 送致書及び判決等の写し

重大災害及び社会的影響の多い災害等並びに特に経済産業大臣が指示した事件について、送致概要及び判決又は略式命令の写しを添付すること。

附 則

- 1 この基準は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 鉱務監督官犯罪捜査規範（平成17・03・22原院第4号）は廃止する。

別記様式第1号

令状請求簿

番号	第 号		第 号	
令状請求 決裁月日	月 日		月 日	
令状種別				
罪名				
被疑者 氏名				
令 状 発 付	月日時			
	執行官 氏名			
令 状 執 行	月日時			
	執行官 氏名			
有効期間 及び更新 状況	登載 要求	有効期間		登載 要求
	月 日	月 日	～	月 日
	月 日	月 日	～	月 日
	月 日	月 日	～	月 日
備考				

別記様式2号

弁護人選任通知簿

事件名	
被疑者氏名	
申出日時	月 日 午 時 分
通知日時	月 日 午 時 分
通知先及び被通知者	
通知方法	電話・その他()
通知者	
通知者の応答内容 その他参考と なるべき事項	
事件名	
被疑者氏名	
申出日時	月 日 午 時 分
通知日時	月 日 午 時 分
通知先及び被通知者	
通知方法	電話・その他()
通知者	
通知者の応答内容 その他参考と なるべき事項	

別記様式第3号

身柄等区分	不拘束	通常	現行	告訴	告発	自首
-------	-----	----	----	----	----	----

少年事件送致書

家庭裁判所 殿

産業保安監督部（支部、事務所）

司法警察員

鉱務監督官

印

下記少年事件を送致する。

件名	少年の氏名、年齢、職業（学校・学年）、住居、本籍（国籍）	前科	身上	逮捕の年月日時	身柄連行
		添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	年 月 日 午	有 無

保護者	氏名、年齢	職業	住居	少年との続柄
	(歳)			
(歳)				

審判に付すべき事由発覚の端緒

関連する事件につき、他の被疑者又は裁判に付すべき少年の氏名及び取調べ中、送致又は未送致の別等

審判に付すべき事由並びに情状及び処置に関する意見

証拠その他参考となるべき事項

担当者の官職氏名

(電話)

注意 1 前科、身上及び身柄連行の各該当部分に丸印を付けること。

2 身柄等区分欄の該当部分に丸印を付けること。

3 身上調査表を添付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

身 上 調 査 表

試 料 区 分	一 般	暴 力 団 等 関 係	犯 少 年
	犯 少 年	犯 少 年	犯 少 年
	41	42	43

少 年 の 氏 名	ふりがな	異 名		生 年 月 日	年 月 日	職 業 問 合 係	名称			収 入	月・日収 円	
							勤務先所在地					
本籍				出生地		職	勤務先・職種			所在	在職期間	退職理由
住居						歴						
非行 場所				財物加 害高		非行・ 補導前歴	非行等名					
家族 関係	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居	補導年月日						
					家族数人	補導警察署						
学校 関係					在学中	所在地	措置及び 処分結果					
	忘学	ありときどきありなし	成績	優秀・普通・普通	中退	卒業	喫 煙	あり・なし	有機溶剤その他の薬物乱用	あり・なし		

取扱警察署	発生地管轄警察署			検举警察署			身柄引渡警察署			処遇意見	(01) 審判 不開始	(02) 不処分	保護観察	
	県署			県署			県署				(03) 一般	(04) 短期	初等少年院送致	
	※(：)(：：！)			※(：)(：：！)			※(：)(：：！)				(05) 特修短期	(06) 一般短期	(07) 長期	
罪 名	窃 盗	222 (235条)	223	常習特殊窃盗	224	常習累犯窃盗	(：)		中等少年院送致		(08) 特修短期	(09) 一般短期	(10) 長期	
	窃盗以外	※(：：)					罪				(11) 特別少年院装置	(1) 医療少年院送致	(13) 自動自立支援施設装置	
既遂・未遂別	()	(1) 既遂	(2) 未遂	(3) 予備	刑法(特別法) 第 条 第 項						(14) 児童養護施設装置	(1) 刑事处分		
手 口	(：：)	手 口 〔 〕	強盗・窃盜 (000) 貧困・性的犯罪 以外の罪											
非行時の居住地	県 市区町村 ※(：)(：：)			00000	住所 不定	群市 区町村								
性 別	()	(1) 男	(2) 女											
非行時の年齢	(:) 歳													
非行時の学年	(:)	学年()												
学年の特殊携帯	(:)	特殊 形態 〔 〕	(00)	該当 なし										
国 種 等	(:)	国籍等〔 〕												
	(01) 日本 (2) 韓国 (3) 朝鮮													
在留資格等 (外 国 人)	(:)	在留 資格等〔 〕			(00) 日本人									
不法滞在期間 (外 国 人)	()	不法滞 在期間〔 〕		(0)	日本人・不法滞 在以外の外国人									
補導歴・非行歴	補導歴	(:) 回	非行歴	(:) 回	総 数 (:) 回	うち本票記載犯 罪と同一罪種 (:) 回								
前回処分	(:)	前回 処分	()	(00)	非行歴 なし									
非行年月日時	(:) 年 (:) 月 (:) 日 (:) 時													
非 行 場 所	(:) 場所〔 〕													

非 行 の 動 機		学生・生徒		その他の少年					身柄送致		現行犯逮捕					緊急逮捕		通常逮捕		他の事由により身柄拘束	
背景		()	(1) 忠学中	(2) 読当なし	(3) 忠業中	(4) 就労できず	(5) 読当なし			()	(1) 現行犯逮捕	(2) 緊急逮捕	(3) 通常逮捕	(4) 他の事由により身柄拘束							
父親の態度		()	(1) 放任	(2) 拒否	(3) 過干渉	(4) 気紛れ				(9) 身柄不拘束											
母親の態度		()	(1) 放任	(2) 拒否	(3) 過干渉	(4) 気紛れ				本署記載非行の供述状況					(1) 全部又は一部自白	(2) 否認	(3) 黙秘				
直接の動機・原因		(:) 動機・原因()							暴力団等関係	暴	暴	団体の名	(:) 団体名 []			(00)		該当なし			
精神障害等の有無		(:) 精神障害等 []								力	組織順位	()	(1) 一時組織	(2) 二時組織	(3) 三時組織	(4) 四時組織以下	(5) 該当なし				
因										團	地位	()	(1) 首領	(2) 幹部	(3) 組員	(4) 準構成員	(5) 該当なし				
家出關係		()	(1) 非行時家出中	(2) 読当なし						等	ゴロ・総会屋等	(:)	ゴロ・総会屋等 []			(00)	該当なし				
生活形態		()	(1) 家族と同居	家族と別居					犯罪形態	閑	犯罪態様	(:) 犯罪 []									
				(2) 雇用主と同居		(3) 寄宿	(4) 下宿	民		民事介入暴力	(:) 民事介入 []	(00)	該当なし								
両親の状態		()	(5) アパート	(6) その他						事	関係検査票番号	県署年月第号									
母の不在状況		()	ほとんど毎日働きに出る					(4) 働いていないが家にいない		業	作成者	年月日作成 署 係 氏名									
非 行 集 団 関 係		()	(1) 日中	(2) 夜間	(3) 不定							（記載事項以外で送致・通告先機関における処遇上参考となる事項を記載する。）									
送致等の区分		()	(5) ほとんど家にいる	(6) 少年と別居		(7) 母なし															
暴力団との関係の有無		()	(1) 暴力団に関係ある非行集団又は暴力団に加入				(2) 暴力団に関係のない非行集団に加入														
暴力団の種別		()	(1) 暴走族集団				(2) 切密犯集団	(3) 粗暴犯集団	(4) 性的非行集団												
			(5) その他の非行集団・暴力団		(6) 非行集団・暴力団不加入																
			(1) 身柄付送致		(2) 書類送致																

別記様式第5号

取調べ状況報告書			
		年　月　日	
産業保安監督部（支部、事務所） 司法警察員 鉱務監督官		産業保安監督部（支部、事務所） 司法警察員 鉱務監督官	
殿		印	
取調べ状況を次のとおり報告する			
被疑者・被告人氏名等	(年　月　日生)		
逮捕・勾留罪名			
取調べ年月日	平成　年　月　日		
取調べ時間	:	～	:
	:	～	:
	:	～	:
	:	～	:
取調べ場所			
取調べ担当者氏名			
逮捕又は拘留の理由となるている犯罪事実に係る被疑者供述調書作成事実	有・無	通	
通訳人	有・無	通訳を行った言語	
その他参考事項			

注意 被疑者供述調書作成事実欄及び通訳人欄の該当部分に丸印をつけること。

別記様式第6号

余罪関係報告書

年 月 日

産業保安監督部（支部、事務所）

司法警察員

鉱務監督官

殿

産業保安監督部（支部、事務所）

司法警察員

鉱務監督官

印

余罪に係る被疑者供述調書を作成したので、次のとおり報告する。

被疑者・被告人氏名等	(年 月 日生)	
逮捕・勾留罪名		
取調べ年月日	平成 年 月 日	
被疑者供述調書作成事実	有・無	通
	罪名	
その他参考事項		

取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名、通訳人の有無等については、別添取調べ報告書に記載のとおり。

注意 1 被疑者供述調書作成事実欄の該当部分に丸印をつけること。

2 取調べ状況報告書の謄本を添付すること。

別記様式第7号

検察官に送致した鉱山保安法違反事件に関する月報

產業保安監督部長（支部長、事務所長）

平成 年 月分

1. 送致状況

送致番号	送致年月日	事件(災害)の概要			被疑者職氏名	違反条項	違反の事実
		鉱山名 (鉱種)	発生年月日	災害等の種類			

平成 年 月分

2. 起訴・不起訴及び判決状況